湯川村立小学校整備基本構想

令和８年 11 月

湯　川　村　教　育　委　員　会

目　　次

１．はじめに　1

１－１．基本構想の策定にあたって　1

２．現状と課題の整理　2

２－１．湯川村の現状　2

２－２．計画地の概要　4

２－３．統合小学校整備に伴う課題の整理　6

３．施設整備の基本的な考え方　10

３－１．湯川村の教育目標　10

３－２．学校施設の目指すべき姿　11

３－３．統合小学校整備のコンセプト　13

４．必要諸室及びゾーニング等の検討　19

４－１．統合小学校に求められる必要諸室の検討　19

４－２．ゾーニングの検討　23

５．配置計画案の検討　24

５－１．配置・動線計画案　24

６．概算事業費の検討　30

６－１．概算事業費　30

６－２．国等による支援　31

７．整備スケジュールの検討　32

７－１．年次計画　32

８．主な関係法令等 34
８－１．関係法令・上位計画等一覧 34

９．その他資料 36
９－１．湯川村立小中学校整備委員会の組織編成・主な内容 36

1. はじめに

１－１．基本構想の策定にあたって

（１）基本構想策定に至る背景や目的・経緯

湯川村（以下、「本村」という）では「第五次湯川村振興計画（平成28年3月）」及び「湯川村第２期まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン・総合戦略（令和３年３月）」において、小学校の適正規模や適正配置、小中学校間の連携強化、義務教育学校など、将来の学校教育のあり方について検討の必要性が問われてきた。また、老朽化が進む教育施設についても、今後の活用方法を十分に考慮した改修工事等を課題としてあげており、基本的な方向として将来の児童数の推移や施設の老朽化等を踏まえ、小学校の統合を目指して検討を進めてきた。

令和４年度及び令和５年度にわたり「小学校のあり方について意見を聞く会」、令和６年度には「小学校のあるべき姿検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を立ち上げ、湯川村立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に関する基本的な考え方について検討し、令和７年１月には「湯川村立小学校のあるべき姿についての報告書」（以下、「報告書」という）を取りまとめた。

湯川村教育委員会（以下、「教育委員会」という）では、報告書が「本村が目指す小学校の姿を示すものとして適切である」と評価し、これまでの経過や報告書をもとに「小学校を統合し、『小中一貫型の学校』を設置する」という方向性をまとめ、令和８年２月に「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定した。

令和８年３月に策定された「第六次湯川村振興計画（令和８年３月）」（以下、「振興計画」という）においても、統合小学校の早期建設・開校や小中一貫型の学校の実現を重点施策としていることから、将来を見据えた学校の整備について検討する必要がある。

令和８年５月、教育委員会は、基本方針や振興計画に基づき、湯川村立小中学校の整備についての基本構想・基本計画及び基本設計を策定するために必要な事項を検討するため、「湯川村立小中学校整備委員会（以下、「整備委員会」という）」を設置し検討を進めてきた。

こうした背景を踏まえ、村内の小学校をひとつに統合し、新たな学校を整備することを目指した基本構想を策定する。

２．現状と課題の整理

２－１．湯川村の現状

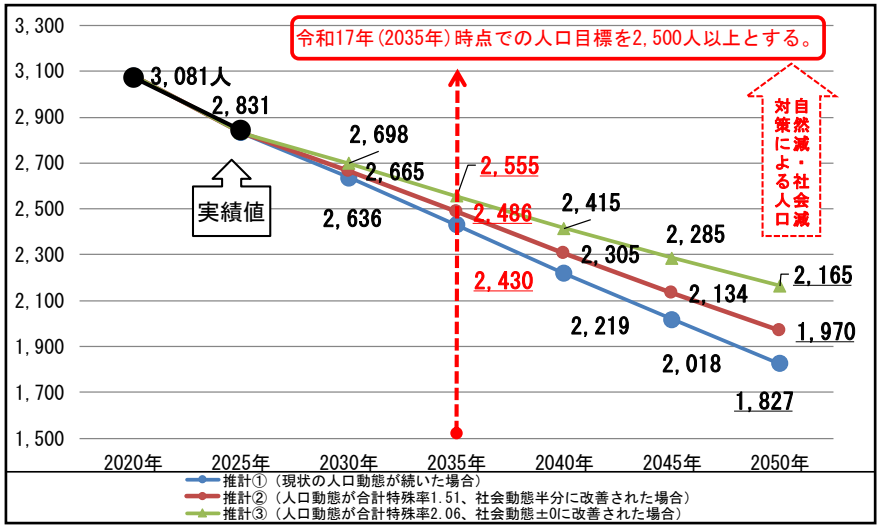
（１）湯川村の沿革・人口

本村は、明治 22 年（1889 年）の町村制実施に伴い成立した湯川以東の笈川村と、湯川以西の勝常村が昭和 32 年（1957 年）に合併し、現在の姿となった。

日本の総人口が平成 20 年（2008 年）以降、減少局面に突入した中で本村の人口は、昭和 22 年（1947 年）の 5,759 人をピークに減少し、昭和 50 年（1975 年）以降、一旦落ち着いたものの、平成７年（1995 年）を境に急速に人口減少が進んでいる。

今後、人口減少はますます進行し、令和 32 年（2050 年）の人口は、1,827 人と推計され、振興計画では、本村の人口減少率（40.7%）は全国の減少率（17.0%）を大きく上回っており、全国平均よりも早いペースで減少すると予想している。

＜湯川村の人口ビジョン＞



※2025 年(令和７年)以降については、コーホート要因法による推計値
出典：第六次湯川村振興計画(令和８年度～令和 17 年度)

＜全国と湯川村の総人口推移＞

区分	2020 年（令和２年）	2050 年（令和 32 年）	減少率
全　国	1 億 2,615 万人	1 億 469 万人	17.0%
湯川村	**3,081 人**	**1,827 人**	**40.7%**

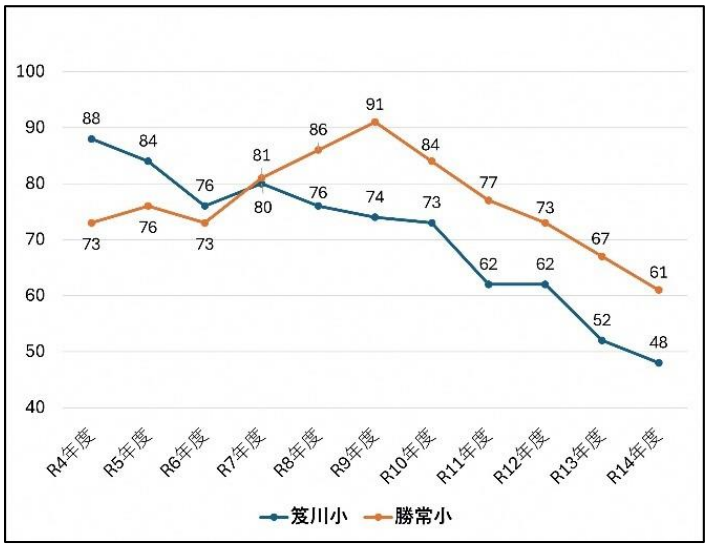
※全国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和５年推計)」より
出典：第六次湯川村振興計画(令和８年度～令和 17 年度)

（２）小学校の児童数の推移

本村の児童数の推移を見ると、笈川小学校では、令和７年度に僅かに児童数が増加したものの、それ以降減少傾向が続く見込みである。また、勝常小学校でも、若者向け公営住宅の建設などの施策によりここ数年は増加傾向が見られたが、令和 9 年度の 91 人をピークに減少が続く見込みである。

令和 14 年度には、笈川小学校で 48 人（うち新入生が 8 人）、勝常小学校で 61 人（うち新入生が 11 人）、本村全体の児童数は 109 人（うち新入生が 19 人）まで減少することが見込まれる。

＜湯川村の児童数の推移（令和７年 12 月現在）＞



		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
笈川小	１年	11	15	10	11	12	10	11	5	11	3	8
	２年	14	11	15	11	11	12	10	11	5	11	3
	３年	15	14	11	16	11	11	12	10	11	5	11
	４年	13	15	12	11	16	11	11	12	10	11	5
	５年	14	12	15	12	11	16	11	11	12	10	11
	６年	18	15	12	16	12	11	16	11	11	12	10
	特別支援	3	2	1	3	3	3	2	2	2	0	0
	小計	88	84	76	80	76	74	73	62	62	52	48
勝常小	１年	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10	11
	２年	9	13	14	14	16	17	14	7	8	11	10
	３年	15	9	13	13	14	16	17	14	7	8	11
	４年	6	15	9	13	14	14	16	17	14	7	8
	５年	16	6	14	9	13	14	14	16	17	14	7
	６年	11	16	6	13	9	13	14	14	16	17	14
	特別支援	3	3	3	3	3	3	2	1	0	0	0
	小計	73	76	73	81	86	91	84	77	73	67	61

出典：湯川村立小学校の整備に向けた基本方針

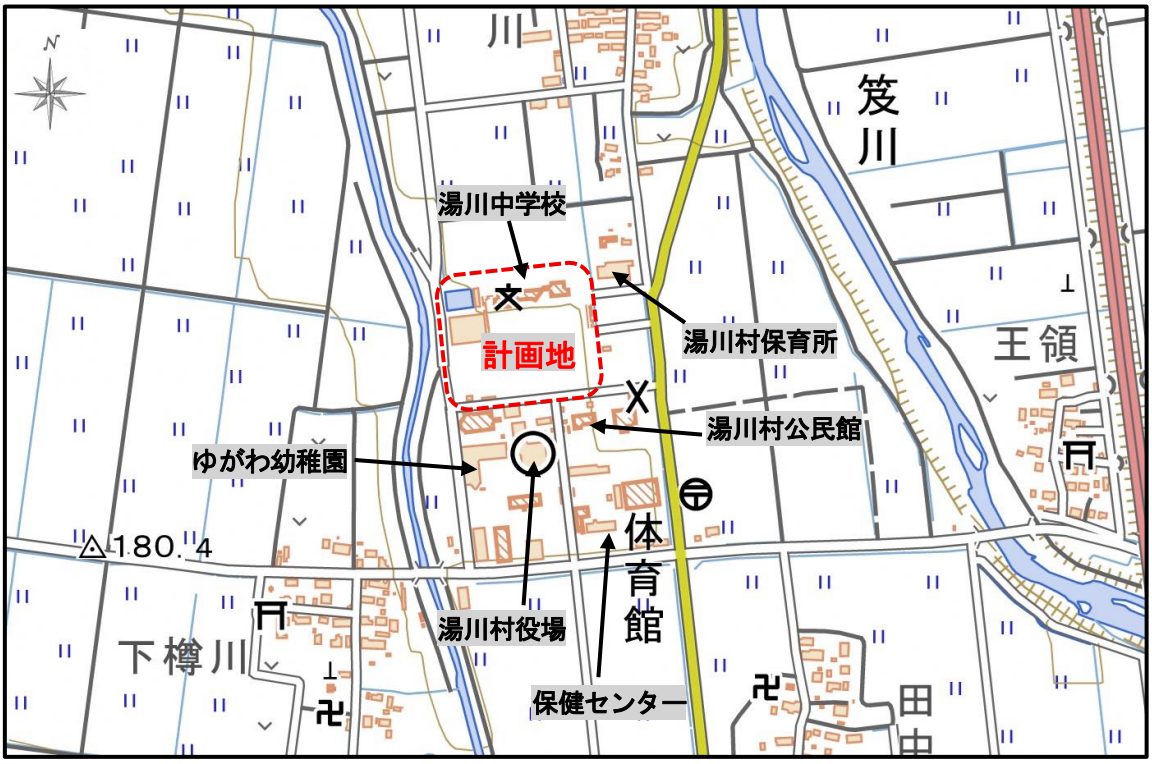
２－２．計画地の概要

（１）敷地の概要

計画地は本村の中央に位置する湯川中学校の敷地内であり、敷地周囲には田園が広がり、隣接地には村役場のほか、公民館、保育所、幼稚園、保健センター等がある。計画地の概要は以下のとおり。

1）所在：福島県河沼郡湯川村大字笈川字殿田 37 番地
2）地目：学校用地
3）地積：24,066.56 ㎡（湯川中学校敷地）
4）都市計画区域外／用途地域：なし（建ぺい率：60%、容積率：200%）
5）防火地域：指定なし
6）盛土規制法の規制区域：宅地造成等工事規制区域
7）自然災害：土砂災害区域等指定なし
8）湯川村洪水ハザードマップ：浸水深 0.5～3.0m未満
9）風速等：30m/ｓ　地表面粗度区分Ⅱ
10）積雪等：多雪区域　垂直積雪量 1.5m（福島県建築基準法施行細則第 19 条）
11）凍結深度（理論最大凍結深さ）：54cm
（福島県 HP「2 凍結深度の考え方について」）
12）埋蔵文化財：殿田遺跡埋蔵文化財包蔵地エリア内

＜計画地周辺地図＞



出典：国土地理院

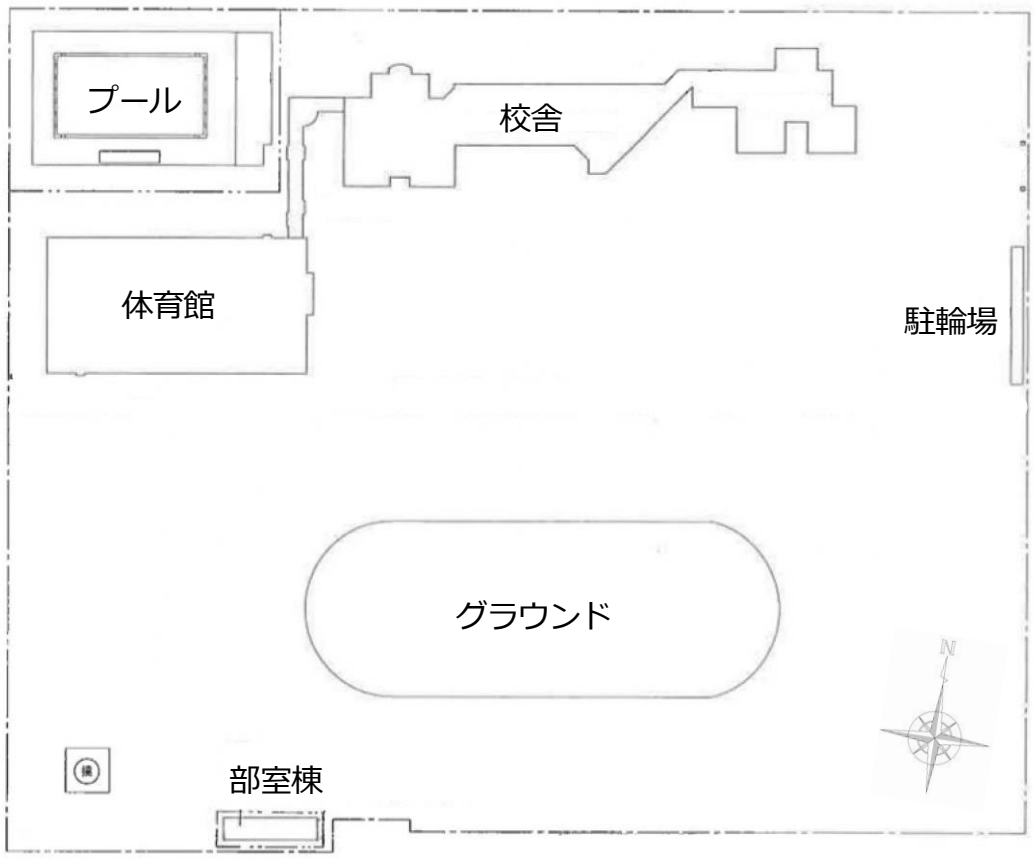
（２）既存施設の概要

計画地は湯川中学校の敷地であり、敷地内の既存施設の概要は以下のとおり。

1）湯川中学校校舎　　：RC 造 3 階建て　　（延床面積：　2,660 ㎡）
2）　〃　　体育館　　：RC 造 2 階建て　　（延床面積：　1,218 ㎡）
3）　〃　　プール　　（面積　　：　1,384 ㎡）
4）　〃　　グラウンド　　（面積　　：　11,621 ㎡）
5）　〃　　付属建物　部室棟　　（面積　　：　56 ㎡）

※面積は、施設台帳による。

＜配置地図＞



出典：施設台帳

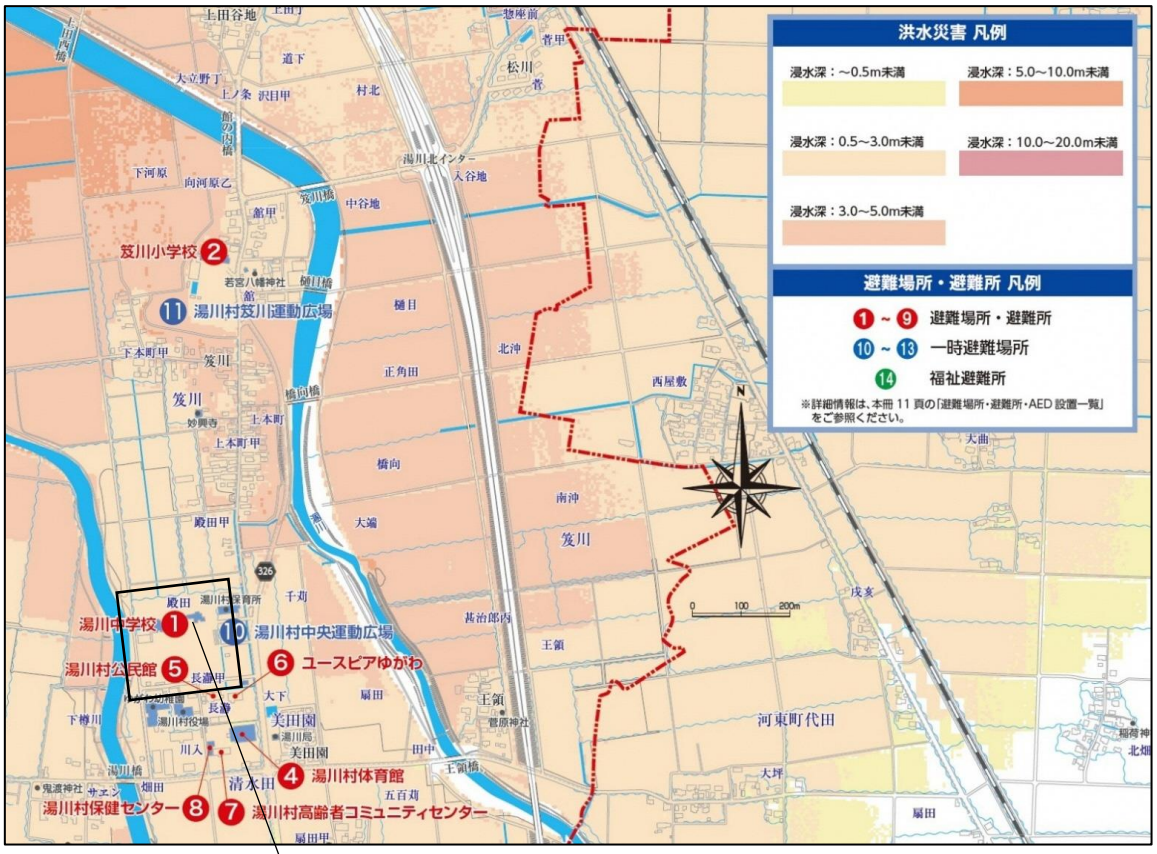
２－３．統合小学校整備に伴う課題の整理

（１）敷地の課題

１）湯川村洪水ハザードマップの状況に応じた対応

湯川村洪水ハザードマップにおいて、計画地は、浸水深 0.5～3.0m未満のエリアに含まれている一方、「福島県河沼郡湯川村　地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という）において、緊急避難場所及び避難所にも指定されていることから、本計画にあたっては、避難経路や床高の設定など、安全性を最優先に考慮した慎重な検討が課題となる。

＜湯川村洪水ハザードマップ＞



2）埋蔵文化財の対応

計画地は「殿田遺跡」の埋蔵文化財包蔵地エリア内に含まれているため、今後の建物配置計画に応じて、文化財保護法に基づく必要な届出、及び試掘調査の実施を進める必要がある。

＜埋蔵文化財包蔵地マップ＞



（２）施設の課題

1）既存小学校 2 校の概要と課題

笈川小学校及び勝常小学校の共通の課題として、児童数の減少と学校施設の老朽化が挙げられる。

児童数の減少については、図「湯川村の児童数の推移」（P3）に示す通り、本村の児童数は中長期的には減少していくものと見込まれており、この急激な減少が学校における教育活動上の課題となることが懸念される。

学校施設の老朽化については、笈川小学校の校舎は昭和 53 年、体育館は昭和 40 年、勝常小学校の校舎は昭和 54 年、体育館は昭和 63 年に建設され、いずれも更新時期を迎えていることから、効果的な学校施設の整備が必要である。また、学校は地域の防災拠点、及び地域住民の交流拠点としての役割を果たしてきたことから、今後地域コミュニティの中心的な役割を担う機能をどのように維持していくかも重要な課題の一つである。



＜笈川小学校校舎＞



＜勝常小学校校舎＞

2）中学校との関連性の検討

計画地である湯川中学校の敷地において、統合小学校校舎の形状や配置は、湯川中学校校舎及び体育館・プール（以下、「既存施設等」という）の日当たりや見通しの確保に大きく影響すると想定される。また、統合小学校校舎の配置が校庭に及ぶ可能性など、外構への影響も懸念される。さらに、中学校の授業や行事が行われている際の、建設工事に伴う騒音・振動の影響や、校舎近接時における授業時への音環境の影響も考慮する必要がある。そのほか、歩行者と車両の動線確保、駐車場の確保、授業や地域イベント時における校庭の利用方法など、同一敷地内に統合小学校を設置することに伴う中学校への影響については、懸念事項の精査や課題解決に向けた今後の検討が必要である。

3）統合に伴う通学方法の課題の整理

統合小学校の整備に伴う、児童の通学方法については、徒歩のほか、スクールバスによる通学を検討している。これに伴い、スクールバスが安全に乗り入れ、児童が乗降できるスペースの整備が必要となる。また、児童の安全性を確保するため、動線の歩車分離や駐車スペースの確保なども踏まえ、外構整備も含めた統合小学校の総合的な配置計画の策定が必要となる。

4）児童クラブの現状と課題

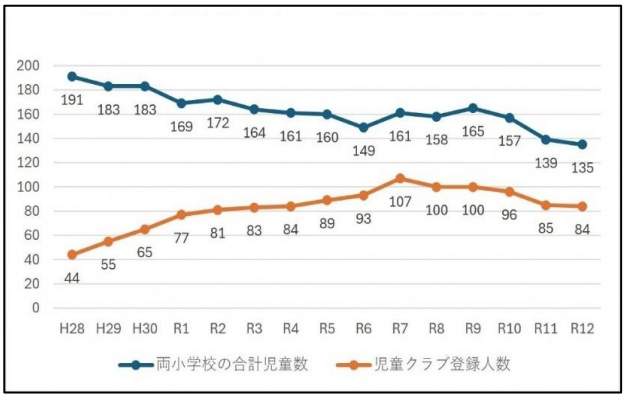
湯川村放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という）は、平成 28 年度からユースピアゆがわ 2 階（専用区画 4 室：研修室、和室 1～3）を利用して活動しており、令和 8 年度の登録人数は笈川小学校児童 53 名、勝常小学校児童 47 名の計 100 名である。支援の単位（クラス）としては、平日は約 44 名、長期休業中は最大 67 名の利用がある。（令和 7 年度実績）

平成 28 年以降、村内の小学校児童数は減少傾向にあるものの、児童クラブの登録者数は上昇傾向にあり、今後数年間は 80 名以上の登録数で推移する見込みである。

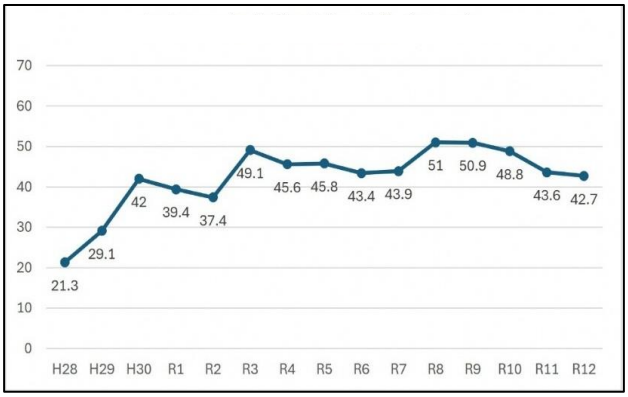
児童クラブへの通所は、基本的に下校時刻が同じ学年同士が学校の正面玄関に集合し、集団で徒歩移動している。しかし、近年は猛暑による熱中症のリスクに加え、不審者や野生動物の出没など、安全面への配慮の必要性が増してきている。

また、国の運営指針等においては、学校と児童クラブの連携を日常的・定期的に行うことが望ましいとされていることから、教職員同士の情報共有や対面での意見交換等、より緊密な学校との連携が課題となっている。

＜両小学校の合計児童数と児童クラブ登録人数の推移（見込み）＞



＜児童クラブ平均利用者数の推移（見込み）＞



【参考】1）ユースピアゆがわの専用区画の面積

研修室：55.3 ㎡　和室１：27.5 ㎡　和室２：19.4 ㎡　和室３：32.8 ㎡　　合計 135.0 ㎡

2）国基準における人数及び面積

・支援の単位（クラス）：概ね 40 名以下

・専用区画の面積：子ども１人につき概ね 1.65 ㎡以上

5）既存小学校 2 校の利活用方法

統合小学校の整備後における既存小学校の利活用については、笈川小学校及び勝常小学校の両校が、今後も地域コミュニティの拠点として地域活性化に寄与する施設となるよう、具体的な活用方法の検討が必要である。

３．施設整備の基本的な考え方

３－１．湯川村の教育目標

教育基本法（平成18年12月22日全面改正）及び学校教育法（平成19年12月26日一部改正）の施行に伴い、義務教育の目的・目標規定が新設された。また、学校教育法（平成28年4月１日一部改正）の施行により小中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まっている。それに伴い、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が全国的に増加してきている。

小中一貫教育を導入することにより、現行制度下でも 6－3 制とは異なる学年段階の区切りを設けている例がある。そうした取り組みが必要とされる背景の一つとして、児童生徒の生理的成熟の早期化も指摘されている。この時期の児童生徒は成長の個人差も大きく、発達上の段差が存在しているとの指摘や、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中１ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校高学年から生じているとの分析もある。

このような児童生徒の状況に応じて、小学校から中学校への進学に際して、児童生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、小中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小中一貫教育が取り組まれるようになっている。

本村では、子どもたちの自信と希望、郷土を愛する心を育むとともに、ICT 技術の急速な発展等、時代の変化に柔軟に対応できる能力の育成に努めること、さらに、生き生きと学ぶことができる教育環境を整備して、「知・徳・体」のバランスの取れた学校教育を推進し、子どもたちの生きる力を高めるとともに、自主性や創造性を育み、個性を大切に伸ばす「令和の日本型学校教育※」に取り組むことを目標に掲げている。

これらを踏まえ、少子化や多様化する教育への需要や安全対策に配慮し、地域全体で子どもを育む学校運営や小中学校間の運営強化、小中一貫型の学校など新たな教育体制の検討を図りながら、児童が生活しやすい環境整備を図る。

※令和の日本型学校教育：すべての子どもたちの可能性を引き出すため、これまでの日本型学校教育の良さを生かしつつ、ICT を活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な教育により、主体的・対話的で深い学びを実現する新しい学校教育の方向性。

３－２．学校施設の目指すべき姿

教育委員会は、検討委員会や整備委員会での検討を重ね、笈川小学校及び勝常小学校を統合し、湯川中学校と合わせて「小中一貫型の小学校・中学校」を設置する方向性をまとめた。本村の学校の形態について、「義務教育学校」を選択しなかった主な理由を、下記のとおり整理した。

1) 教員免許及び専門性の確保と教育の質の維持

義務教育学校は９年間を１つの学校として一体的に運営するため、教員は原則として「小学校」と「中学校」双方の教員免許を保有することが望ましいとされている。しかしながら、現在、双方の免許を保有する教員は、県内においても保有者数が十分ではなく※、現状は片方の免許でも義務教育学校への教職員配置を可能とする特例措置に頼らざるを得ない状況にある。

※小学校教諭においては、小・中の免許保有者が多く、中学校教諭においては、中高の免許保有者は多いが、小・中の免許保有者が少ないのが現状である。

2) 先進事例・指導ノウハウの蓄積と円滑な学校運営

義務教育学校は近年導入が進んでいるものの、９年間の一貫カリキュラムや組織運営に関するノウハウ・知見が教職員に十分に浸透しているとは言えない現状にある。義務教育学校では、小学校の卒業式はない（他の学年と一緒に修了式を行い、修了証書を渡す学校がある）。また、中学校の入学式もない（７年生が一年生と手をつないで入場する学校もあるが、７年生の入学式はない）。修学旅行も９年生の時に行われることが一般的である（６年生のときに「学習旅行」を行う学校はあるが、日帰りや１泊２日等、学校によって違いがある）。これらの行事は人生の上で大きな節目となる行事であり、発達心理学の視点からも大きな意義がある。さらに、義務教育学校では、「５・６年生のリーダーシップが育ちにくい」ことも課題の一つとして報告されている。小中一貫型の小学校・中学校とすることで、これらの課題をクリアすることができる。なお、義務教育学校化を図る理由として挙げられる「中１ギャップの解消」や「系統的な教育課程の編成」、「乗り入れ授業」や「教科担任制」、「子どもたちの身体・精神的発達の早期化への対応」、「小学校と中学校の組織の一体化」、「教職員の意識改革」等は、小中一貫型の小学校・中学校でも十分に可能な事柄である。

3) 地域における学校の歴史・役割と理解の醸成

今回の小学校統合については一定の理解を得ていると認識している。一方で、義務教育学校化を選択した場合は、中学校と一体化して、新しい一つの学校を設置することになる。地域において小学校のみならず中学校のあり方まで大きく変わることについて、住民や保護者の理解や意識の浸透がなされているとは言えず、地域コミュニティの核としての学校の役割や混乱への配慮が必要である。

以上を踏まえ、制度上の学校（小学校・中学校）としての独立性と持続性を保ちつつ、小中学校間の教員の乗り入れや、教育課程の接続、合同行事といった「一貫教育のメリット」を実質的に享受するため、また、教育体制の安定性と地域社会への影響を勘案した結果、「義務教育学校」とはしない判断とした。

この結果を踏まえ、整備委員会では、「小中一貫型の小学校・中学校」の整備に向けて学校コンセプトの検討を進め、「湯川村が大好きな『ゆがわっ子』を育み、子どもたちが夢を見つけることができる学校」を統合小学校の新たな学校の姿として定めた。

この学校コンセプトに基づき、統合小学校整備の基本コンセプトと整備方針を整理する。

なお、特別な支援を必要とする児童及び教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、バリアフリー等、多様なニーズに応じた配慮が必要となる。また、計画地は災害時の避難場所に指定されていることから、高齢者等の地域住民が利用することも想定した計画（スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等）となるよう十分に検討を行う。

～新たな学校の姿～

「湯川村が大好きな『ゆがわっ子』を育み、
子どもたちが夢を見つけることができる学校」

３－３．統合小学校整備のコンセプト

（１）統合小学校整備の基本コンセプト

新たな学校の姿である**「湯川村が大好きな『ゆがわっ子』を育み、子どもたちが夢を見つけることができる学校」**を実現するため、統合小学校の施設整備における基本コンセプトを以下に示す。

1)　社会を生き抜き、人生を切り拓く力が身につく学校

・しなやかに、たくましく生き抜く力を育てるレジリエンス教育※の推進
・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進

2)　個性や多様性を認め合い、学びが広がる学校

・主体的・対話的に学び合い、深い学びを促す教育の推進
・お互いを尊重できるインクルーシブ教育※の推進
・英語での自己表現や湯川村の魅力を発信できる英語教育の推進
・デジタルとアナログのよさを大切にした教育の推進

3)　地域の人に愛され、地域と共に歩んでいく学校

・郷土学習及び自然体験活動・社会体験活動の推進
・地域に開かれ、地域と共に創る学校教育の推進

4)　いきいきと活動・交流ができる快適で居心地の良い学校

・異学年交流など、小中一体施設の校舎を生かした、人とつながる教育活動の推進
・児童・生徒が安心して過ごせる個に寄り添う支援体制の充実

5)　環境にやさしく、災害時にも、安全・安心な学校

・環境教育や持続可能な開発（SDGs）のための教育の推進
・自然災害から自分の命を守り、地域社会に貢献する人材を育てる防災教育の推進

※レジリエンス教育：「レジリエンス」とは、精神的回復力のこと。
困難や逆境を乗り越え、立ち直る力、成長する力を育てる教育。ストレスマネージメントや感情コントロール、前向きな思考等を学びながら自己肯定感を育む教育。

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に同じ場で学ぶという理念に基づく教育。

（２）統合小学校の整備方針

基本コンセプトを踏まえ、子どもたちの学びや成長を支え、地域とのつながりを育む、安全・安心で快適な学校施設を目指し、施設整備方針を以下のように定める。

1）施設の整備方針

整備方針①：多様な学びを支え、可能性を広げる学校施設

- 学びと関わりを促進する広々とした教室がある施設
- 個性や多様性に対応できる諸室がある施設
- 探究的な学びをサポートする広い学校図書館（図書室）のある施設
- 最新の ICT 機器を活用できる教室がある施設

整備方針②：様々な交流が生まれ、心地よく過ごせる学校施設

- 多様な異学年交流ができる交流スペースのある施設
- 壁や廊下が自然光で明るく、風が通り抜ける快適な施設
- 教室と連続する空間を活用した施設

整備方針③：地域とのつながりを育み、地域と共に歩む学校施設

- 温かみを感じる県産木材を使用した施設
- PTA や学校運営協議会等、地域住民と交流できる交流スペースを備えた施設

整備方針④：環境にやさしく、安全・安心を支える学校施設

- 省エネ・再エネ技術を導入した施設
- 災害に備えた施設
- 避難所機能を備えた施設


統合小学校整備の基本コンセプト・整備方針のイメージ
整備方針①
多様な学びを支え、
可能性を広げる学校施設
・学びと関わりを促進する広々とした教室がある施設
・個性や多様性に対応できる諸室がある施設
・探究的な学びをサポートする広い学校図書館（図書室）のある施設
・最新のICT機器を活用できる教室がある施設
整備方針②
様々な交流が生まれ、
心地よく過ごせる学校施設
・多様な異学年交流ができる交流スペースのある施設
・壁や廊下が自然光で明るく、風が通り抜ける快適な施設
・教室と連続する空間を活用した施設
社会を生き抜き、
人生を切り拓く力が
身につく学校
個性や多様性を
認め合い、
学びが広がる学校
学校コンセプト
湯川村が大好きな
『ゆがわっ子』を
育み、子どもたちが
夢を見つけることが
できる学校
いきいきと活動・交流
ができる快適で
居心地の良い学校
地域の人に愛され、
地域と共に
歩んでいく学校
環境に優しく、
災害時にも、
安全・安心な学校
整備方針③
地域とのつながりを育み、
地域と共に歩む学校施設
・温かみを感じる県産木材を使用した施設
・PTAや学校運営協議会等、地域住民と交流ができる交流スペースを備えた施設
整備方針④
環境にやさしく、
安全・安心を支える学校施設
・省エネ・再エネ技術を導入した施設
・災害に備えた施設
・避難所機能を備えた施設

2）構造・設備の整備方針

①構造の整備方針

構造の整備方針については、機能面、コスト面、地質調査の結果等を踏まえ、基本設計段階で詳細を検討していく。なお、構造及び基礎工法の種類・特徴については以下のとおり。

＜構造の比較表＞

構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
建物重量	◎軽い	○比較的軽い	△重い
耐震性	○軽量で地震力を抑えやすい	◎軽量で粘り強い	◎剛性が高い
耐火性	△耐火対策が必要	△耐火被覆が必要	◎
耐久性	△湿気・普及・防蟻対策が必要	○防錆対策が必要	◎
遮音性	△対策が必要	△壁・床などの対策が必要	◎
断熱性	◎比較的高い	△熱橋部の対策が必要	○断熱材との組合せが必要
大空間への対応	○工法によって可能	◎	○梁を大きくすることで大スパンも可能
間取りの自由度	○	◎	○柱・壁の制約を受けやすい
施工性	◎プレカット等で合理化しやすい	◎工場制作で施工しやすい	△現場作業が多い
工期	◎比較的短い	◎比較的短い	△長くなりやすい
建設時の環境負荷	◎比較的小さい	○リサイクル性が高い	△コンクリート製造時のCO2排出量が大きい
木質空間の実現	◎	△内装材として木材を利用する必要がある	△内装材として木材を利用する必要がある
維持管理	△木部の劣化管理が重要	○錆・塗装等の管理が必要	○ひび割れ・中性化等への管理が必要
建設コスト	○材料・規模により変動	○比較的合理化しやすい	△材料・施工量が多くなりやすい

＜基礎工法の比較表＞

基礎工法	直接基礎	杭基礎（支持杭、摩擦杭）	地盤改良＋直接基礎
主な特徴	各柱もしくは壁ごとに基礎を設ける	杭を硬い支持層まで到達させて建物を支持する	地盤そのものを改良して建物を支持する
適した地盤	比較的良好な地盤	軟弱地盤	軟弱地盤
特徴	比較的低コストで施工しやすい	工事費が高く、施工管理が重要になる	改良工法、深さの選定が重要になる

②耐震の整備方針

耐震の整備方針については、地域防災計画において避難所に指定されていることから、以下のとおり分類する。なお、耐震安全性の分類は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。

耐震安全性の分類

構造体……Ⅱ類　　建築非構造部材……Ａ類　　建築設備……乙類

＜構造安全性の目標＞

部　位	分　類	耐　震　安　全　性　の　目　標
構　造　体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	Ａ類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ｂ類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

＜構造安全性の分類＞

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体	建築部材非構造	建築設備
（1）	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第３号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（２）から（１１）において同じ。）	Ⅰ類	A類	甲類
（2）	災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、２以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
（3）	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第３条第１項に規定する地震防災対策強化地域内にある（２）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
（4）	（２）及び（３）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
（5）	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
（6）	病院であって、（５）に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
（7）	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第２条第１０号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（４）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A類	乙類
（8）	学校、研修施設等であって、（７）に掲げるもの以外の官庁施設（（４）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	B類	乙類
（9）	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
（１０）	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
（１１）	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
（１２）	（１）から（１１）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

出典：国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

③設備の整備方針

設備の整備方針については、改正省エネ法に適合する省エネ性能の比較検討を進め、今後具体的な省エネ等級を設定する。また、教育的観点から、太陽光発電設備の採用や非常時電源への活用等についても検討していく。空調衛生設備については、児童・教職員等の快適な環境確保を目指し、適切な空調方式の検討や具体的なトイレ衛生設備の選定を行う。

3）防災拠点としての整備方針

防災拠点としての機能について、以下を一例とし、今後検討していく。

・非常用発電機……災害による停電時に起動して電力供給する設備
・仮設トイレ……災害による断水時に臨時に設置する衛生設備
・非常時稼働照明・コンセント…停電時に内蔵バッテリー若しくは非常用発電機からの給電により稼働できる設備
・耐震性貯水槽……災害による断水時に、井戸や揚水ポンプを利用した給水設備

4）児童クラブの整備方針

児童クラブは現状の課題等を踏まえ、学校との連携や安全確保等の観点から、湯川中学校の敷地内へ新規に整備する方向性とする。また、整備規模については、将来の登録者数や利用者数を踏まえ、適正な規模となるよう、整備方法についても今後検討していく。

5）通学環境の整備方針

児童の通学方法については、整備委員会において、徒歩のほか、スクールバスによる通学の方針が示されたことから、スクールバスが乗り入れできる場所の確保など、児童の安全性に配慮した動線計画とし、歩車分離や送迎用駐車スペース等の整備も含めた統合小学校の配置を今後検討していく。

４．必要諸室及びゾーニング等の検討

４－１．統合小学校に求められる必要諸室の検討

（１）統合小学校に求められる必要想定諸室の検討

統合小学校に必要とされる諸室は下表のとおり想定し検討する。

なお、小中一貫型の小学校・中学校として、中学校の特別教室や各諸室は可能な限り共用を図る。このことにより、小中学校の連携や児童・生徒の交流を活性化させる。また、建設規模のコンパクト化により、現中学校敷地の有効利用の拡充、さらに、建設コストの削減を図る。

＜統合小学校の必要想定諸室＞

	室名	室数		室名	室数
普通教室	普通教室（1～6学年）	各１		事務室	1
	特別支援教室	2		職員室	1
特別教室	家庭科室	1		校長室	1
	家庭科準備室	1		保健室	1
	図工室	1		職員更衣室	2
	図工準備室	1	管理諸室	放送室	1
	理科室	1		会議室	1
	理科準備室	1		PTA活動室	1
	学校図書館（図書室）	1		児童会室	1
	音楽室	1		配膳室	1
	音楽準備室	1		用務員室	1
				教材室	適宜
付帯施設	プール（用具庫、機械室、更衣室）	1		児童更衣室	2
	体育館・校庭	1		相談室	1
	児童クラブ	適宜	その他	交流スペース	適宜
				児童用・職員用トイレ	適宜
				昇降口・廊下・階段	適宜
				倉庫	適宜

（２）中学校の共用可能な想定諸室及び付帯設備の検討

共用可能な諸室及び付帯設備については以下のとおり。

1）美術室（2 階）

小学校の図工の授業は 1 年生から行われ、3 年生から徐々に金槌や彫刻刀を使う授業が始まるが、主に普通教室で行われることが多いことから、授業カリキュラム上共用は可能。懸念される作品収納スペース不足については、他の諸室を利用するなど対応を検討する。

2）音楽室（2 階）

合唱等の活動は統合小学校の音楽室、楽器を使う活動は中学校の音楽室を活用するなど、利用方法を工夫することで共用は可能。ただし、中学校の楽器に加え小学

校の鼓笛用楽器等が増えるため、収納スペース確保の検討が必要。

3）調理室・被服室（3 階）

小学校の家庭科の授業は 5 学年からであり、年間授業時数が少ないため共用は可能。机・椅子については、高学年が使用するため、既存の机・椅子を使用することで対応を図る。

4）会議室（3 階）

視聴覚室を会議室等として共用は可能。ただし、内装の劣化等が著しいことから、共用にあたっては、今後改修等の検討が必要。

5）生徒会室（3 階）

利用頻度が低いため、小学校の児童会室としても共用は可能。今後の活用に向けた改修等の検討が必要。

6）プール

小学校と中学校で使用時期が重ならないため共用は可能。ただし、小学校低学年児童が使用する場合は高さ調整台による水深の調整が必要になる。また、高さ調整台の購入や毎年の設置撤去の手間、収納スペースの確保が必要となるため、検討が必要。

7）体育館及び校庭

カリキュラム編成時の工夫で授業時間が重ならないように調整することで共用は可能。バスケットボールのゴールの高さの違いや跳び箱やマット、ボール等の収納スペースの確保、小学生用の鉄棒や遊具の設置場所等について今後検討が必要。

統合小学校に必要と想定される諸室及び既存中学校に在する諸室は、表「中学校共用可能諸室の検討」（P22）のとおり。中学校校舎の共用を図るにあたり、以下の懸念事項への対応が必要となる。

- 机、椅子の規格が異なるため、小学生規格の備品に交換する等の対応が必要になる。
- 作品等の収納スペースがないため、別途確保が必要になる。
- 階段蹴上寸法が基準に合わないため、2 階以上の諸室を共用する場合は改修等の対応が必要になる。
- 内装等の改修が必要になる。

（３）統合小学校の必要諸室及び想定面積

統合小学校に求められる必要想定諸室を抽出し、中学校校舎共用の検討を行った結果、統合小学校校舎で整備すべき必要諸室は、下表のとおりとする。

想定面積は、各種基準や指針に基づく必要面積、または既存小学校の規模の参考値を示すが、今後の児童数の推移や校舎の配置、各諸室のゾーニングの検討を踏まえて適正規模を確保することとし、詳細は基本計画・基本設計段階で検討する。

＜整備する統合小学校の必要諸室及び想定面積＞

	室名	想定室数	想定面積	計
普通教室	普通教室（1～6学年）	6	70㎡程度	420㎡程度
	特別支援教室	2	70㎡程度	140㎡程度
特別教室	理科室	1	80㎡程度	80㎡程度
	理科準備室	1	35㎡程度	35㎡程度
	学校図書館（図書室）	1	80㎡程度	80㎡程度
	音楽室	1	80㎡程度	80㎡程度
	音楽準備室	1	35㎡程度	35㎡程度
管理諸室	事務室	1	35㎡程度	35㎡程度
	職員室	1	165㎡程度	165㎡程度
	校長室	1	35㎡程度	35㎡程度
	保健室	1	35㎡程度	35㎡程度
	職員更衣室	2	20㎡程度	40㎡程度
	放送室	1	35㎡程度	35㎡程度
	配膳室	3	35㎡程度	105㎡程度
	教材室	3	35㎡程度	105㎡程度
その他	児童更衣室	2	35㎡程度	70㎡程度
	相談室	1	35㎡程度	35㎡程度
	交流スペース	1	235㎡程度	235㎡程度
	児童用・職員用トイレ	6	35㎡程度	210㎡程度
	昇降口・廊下・階段		750㎡程度	750㎡程度
	倉庫	1	35㎡程度	35㎡程度
付帯施設	児童クラブ（※設置形態は今後検討）	1	240㎡程度	240㎡程度
合計		約3,000㎡程度		

＜中学校共用可能諸室等の検討＞

必要諸室		中学校校舎・付属施設			備考・懸念事項
		階	室名	共用可否	
普通教室	普通教室（1年生）	1階	普通教室（1年生）	×	普通教室・学習室は共用しない。
	〃　（2年生）	2階	普通教室（2年生）	×	同上
	〃　（3年生）	2階	普通教室（3年生）	×	同上
	〃　（4年生）	1階	学習室（1年生）	×	同上
	〃　（5年生）	2階	学習室（2年生）	×	同上
	〃　（6年生）	2階	学習室（3年生）	×	同上
	特別支援教室（知的クラス）	3階	特別支援教室	×	中学校の知的クラスとは別に、小学校の知的クラスと情緒クラスを受け入れる広さの余裕がない。
	〃　（情緒クラス）		なし		
特別教室	家庭科室・準備室	3階	調理室	○	共用することは可能だが、机・椅子の規格が合わない。→机・椅子の状況について要確認
		3階	被服室	○	同上→机・椅子の状況について要確認
	図工室・準備室	1階	技術室	×	同上→机・椅子の状況について要確認 児童が触れると危険と思われる工具・機器がある。
		2階	美術室	○	同上→机・椅子の状況について要確認 準備室の空きや作品収納スペースがない。
	理科室・準備室	1階	理科室	×	授業の事前準備も含め、カリキュラム上、利用頻度が高いため共用は難しい。
	学校図書館（図書室）	3階	学校図書館（図書室）	×	小学校用の図書を受け入れる広さの余裕がない。
	音楽室・準備室	2階	音楽室・準備室	○	共用することは可能だが、机・椅子の規格が合わない。→机・椅子の状況について要確認 準備室の空きや楽器収納スペースがない。
管理諸室等	事務室		なし		職員室内に事務員スペースあり。
	職員室	1階	職員室	×	小学校分を受け入れる広さの余裕がない。
	校長室	1階	校長室	×	同上
	保健室	1階	保健室	×	同上
	職員更衣室	1階	職員更衣室	×	同上
	放送室	2階	放送室・スタジオ	×	放送時間や内容含め、中学校と小学校は放送系統が別なので共用しない。
	会議室	3階	会議室	○	視聴覚室を会議室等として利用している。 劣化が著しく、今後の活用に向けた改修の検討が必要。
	PTA活動室		なし		空き教室などを活用することで利用可能。
	児童会室	3階	生徒会室	○	利用頻度が低いため、児童会室を兼ねて利用可能。
	配膳室	1階	配膳室	×	小学校分の給食コンテナを受け入れる広さの余裕がない。 作業等を行うスペースの余裕がない。
	用務員室		なし		空き教室などを活用することで利用可能。
	教材室	2・3階	教材室	×	小学校分の教材収納スペースがない。
付帯施設	プール （用具庫、機械室、更衣室）			○	共用することは可能だがプールの深さが異なる。 プールフロアを置くことは可能だが、収納スペースがない。 プールフロアの設置と撤去など、管理方法の検討が必要。
	体育館・校庭			○	バスケットゴールの高さ調整不可、ミニバスケ等、コートラインが合わない。 小学校用の備品収納スペースがない。
	児童クラブ		なし		整備方針未定

⇓

中学校の一部を共用することによるメリット	・共用可能な室を共用することで小学校の規模をコンパクトにでき、工事費削減を図れる。
中学校の一部を共用することによるデメリット	・共用とする部屋及び設備によっては中学校校舎の改修など（階段の改修、収納スペースの増設、新規設備導入等）が必要になる。 ⇒統合小学校整備とは別に改修工事費が発生する。（規模は共用する範囲や対応方法による）

４－２．ゾーニングの検討

統合小学校校舎は中学校の敷地内に計画することから、既存グラウンドの利用を考慮しても、既存建物（中学校校舎もしくは体育館）周辺に配置することとなる。

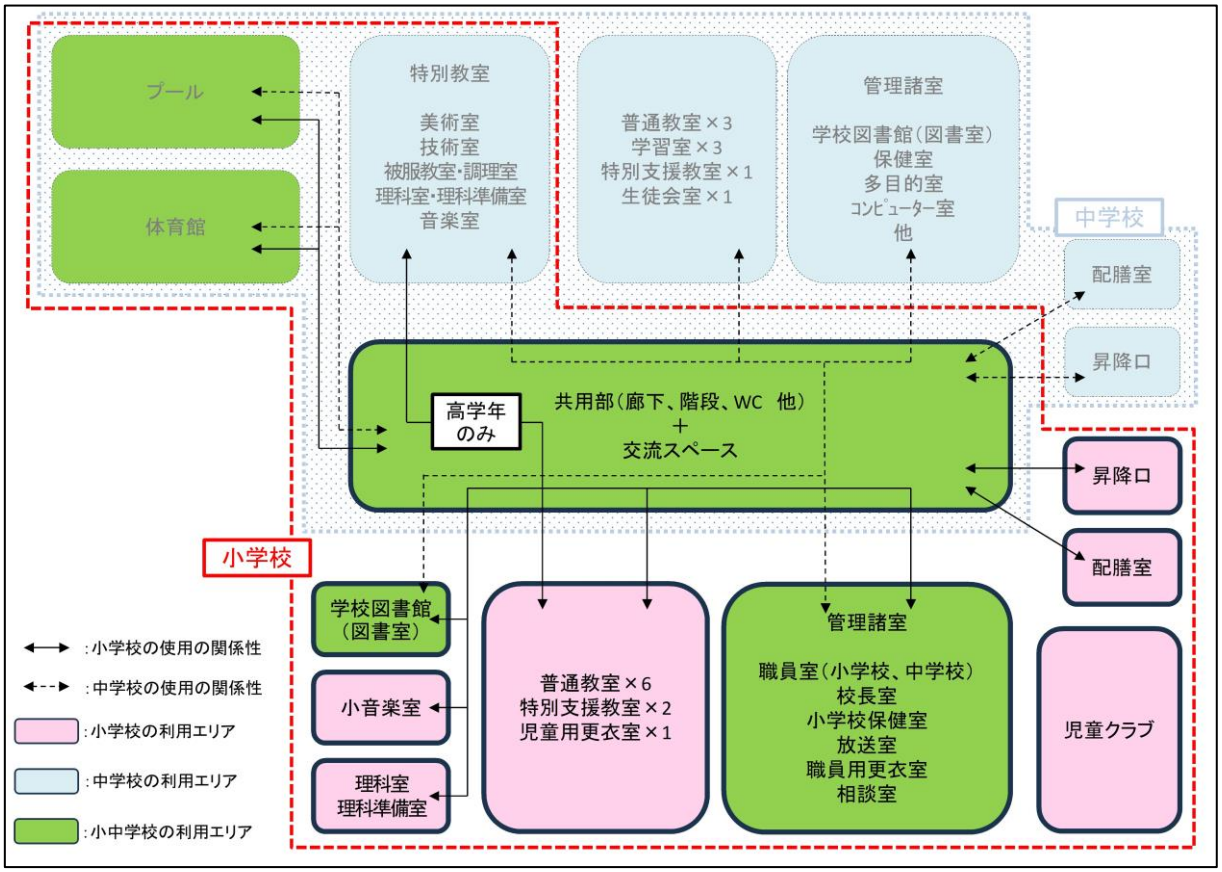
既存中学校校舎の一部（特別教室、プール、体育館等）を共用することや、小中学校職員室を小学校新校舎に設置することも踏まえると、両校舎を往来する児童・生徒・教職員等の動線ができるだけ短くなる計画とすることが好ましい。

これらのことを踏まえ、小中学校それぞれにおける各室使用の関係性と利用エリアを整理したゾーニングを下図に示す。

廊下・階段といった共用部を介して生じる中学校校舎の特別教室や体育館及びプール、統合小学校に配置する職員室への児童・生徒・教職員等の往来を考慮し、小中学校それぞれの動線が交わる共用部に交流スペースを設置する。各校舎への昇降口及び配膳室は両校舎へのアプローチとなるエリアに設ける。

※児童クラブは、学校との連携や児童の安全を考慮し、統合小学校校舎内若しくは別棟とする等、整備方法について今後検討していく。

＜統合小学校整備ゾーニングのイメージ図＞



５．配置計画案の検討

５－１．配置・動線計画案

配置計画においては、小学生（児童）の動線、小学校と中学校の交流・連携、教職員動線、車（配膳車両等）の動線を考慮し、統合小学校の計画位置の検討を行う。配置・動線計画案を次に示す。

（１） Ａ案　中学校校舎東側

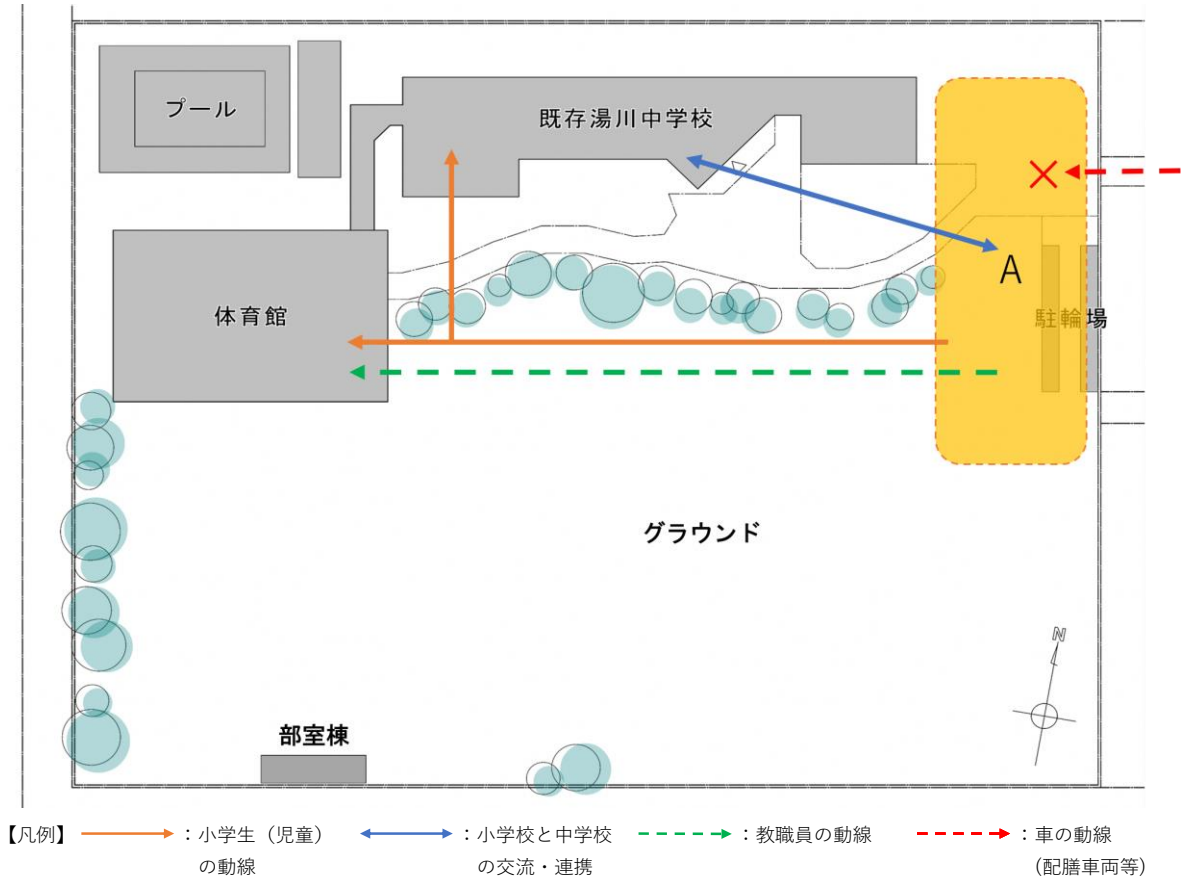
中学校校舎東側に南北に長い形状で配置を検討する。

【メリット】

・統合小学校校舎までの距離が短いため、統合小学校と中学校の交流や連携が図りやすい。
・中学校教室への動線が短く、通常時・緊急時の対応等が容易。
・職員室から校庭の見通しを確保可能。
・既存施設への日当たりは現状のまま確保可能。

【デメリット】

・共用予定の体育館・プールまでの動線が長い。
・統合小学校校舎により既存の車両動線を生かすことが困難で他ルートの検討が必要。
・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。
・既存の教職員用駐車場が使用できなくなるため、小中学校の教職員用や来客用駐車場の別途確保が必要。
・グラウンドスペース確保に影響あり。
・グラウンドと統合小学校校舎の距離が近く、防球ネット設置や野球部バックネットやベンチ等の移設検討が必要。
・統合小学校校舎は南に面していないため日当たりの確保が難しい。



（２）Ｂ案　中学校体育館南側

体育館の南側に東西に長い形状で配置を検討する。

【メリット】

・職員室から校庭の見通しを確保可能。

・統合小学校と中学校校舎の日当たりは良好。

・体育館への動線は短く、特別教室等の共用部への動線はやや長い程度。

【デメリット】

・中学校校舎までの距離が長いため、統合小学校と中学校の交流や連携が図りにくい。

・中学校教室への動線が長く、緊急時の誘導対応等が難しい。

・既存の駐車場から遠く、給食配膳車両が統合小学校校舎付近まで進入しにくい。（体育館南側に動線を作れば改善）

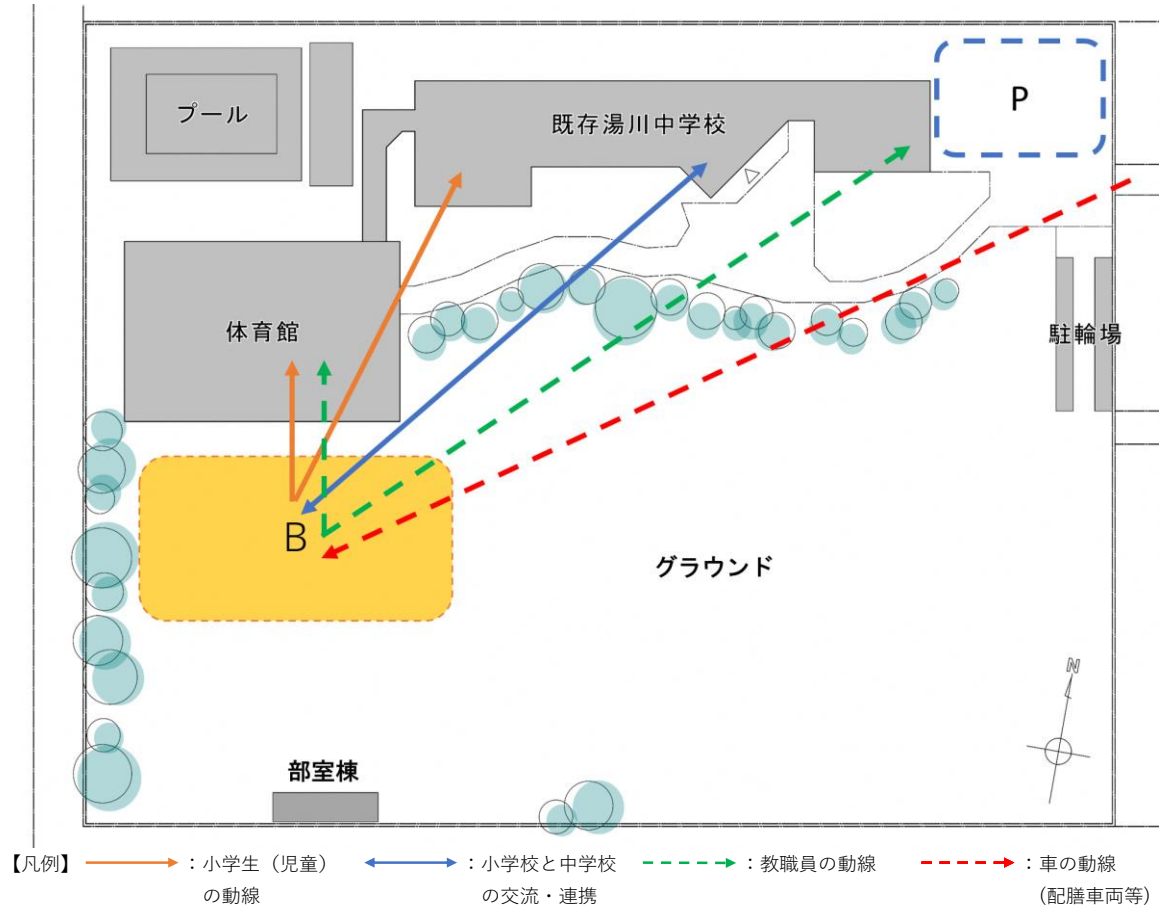
・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。

・既存の教職員用駐車場は使用可能だが、統合小学校教職員用や来客用の駐車場が足りないため別途確保が必要。

・グラウンドスペース確保にやや影響あり。

・グラウンドと統合小学校校舎間に防球ネット設置の検討が必要。

・体育館屋根からの落雪について配慮が必要。



（３） Ｃ案　中学校校舎南側

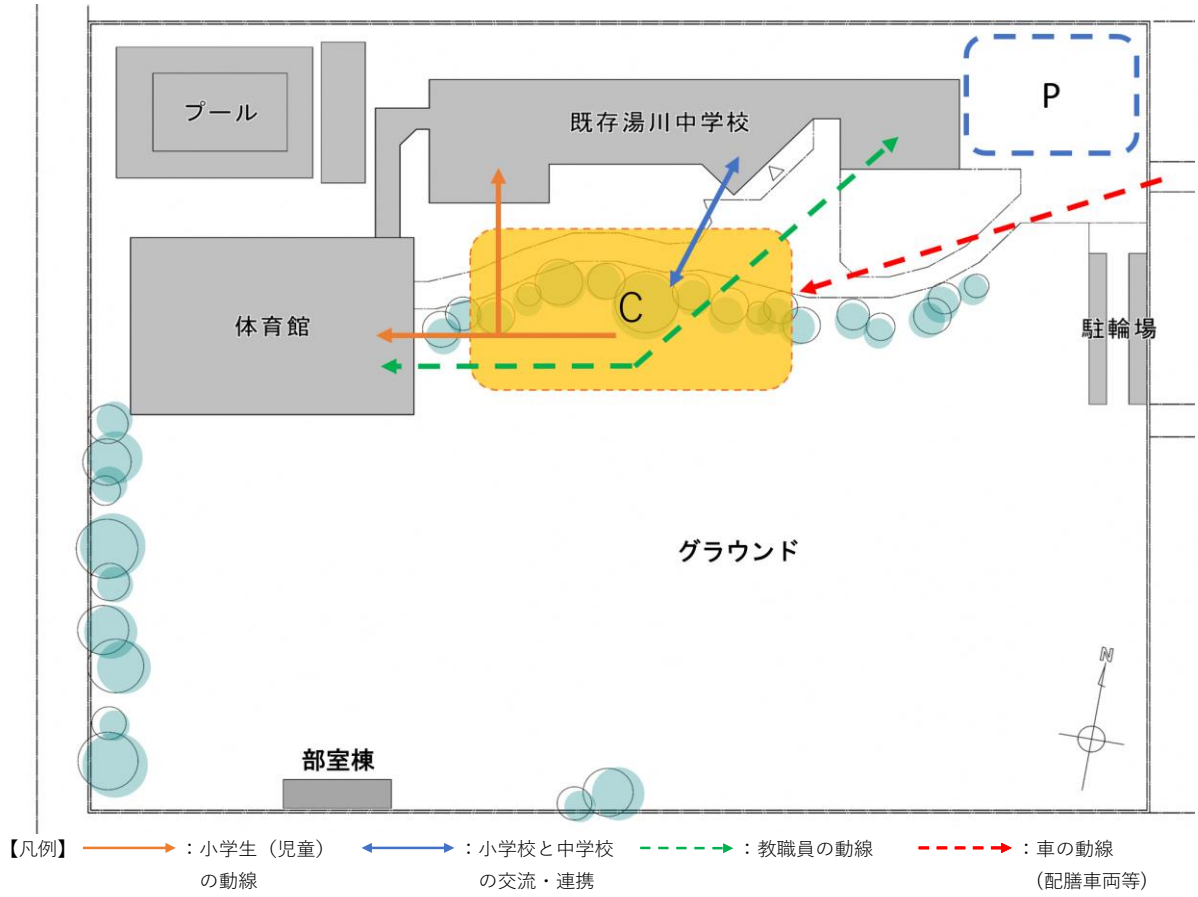
中学校校舎南側に東西に長い形状で配置を検討する。

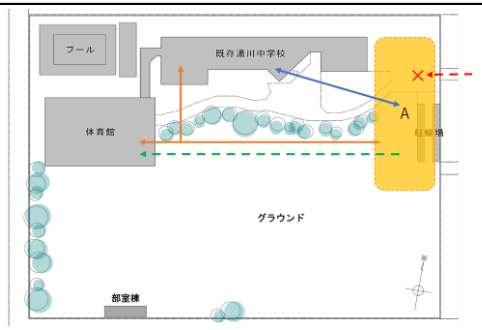
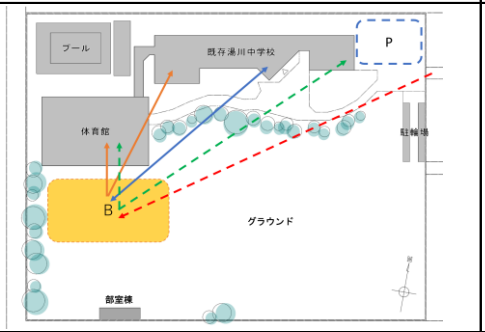
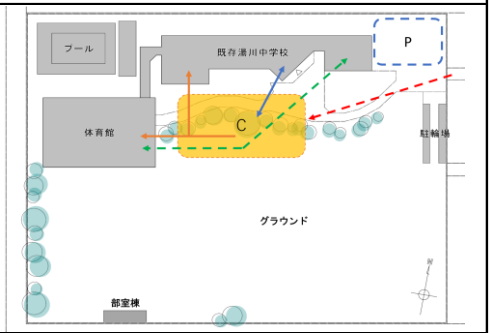
【メリット】

・体育館や特別教室等の共用部への動線が短い。
・中学校校舎までの距離が短いため、統合小学校と中学校の交流や連携が図りやすい。
・中学校教室への動線が短く通常時・緊急時の対応等が容易。統合小学校校舎が体育館と校舎の中間に位置するため、どの利用時間帯においても同様の避難誘導が可能。
・既存の車両進入動線を維持できる。
・職員室から校庭の見通しを確保可能。
・統合小学校校舎の日当たりは良好。

【デメリット】

・統合小学校校舎付近の動線の検討が必要。
・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。
・既存の教職員用駐車場は使用可能だが、統合小学校教職員用や来客用の駐車場が足りないため別途確保が必要。
・中学校校舎前のモニュメント、樹木、旗竿等移設の検討が必要。
・グラウンドスペース確保にやや影響あり。
・グラウンドと統合小学校校舎間に防球ネット設置の検討が必要。
・中学校校舎への日当たりの配慮が必要。



配置案	A案　中学校校舎東側		B案　中学校体育館南側		C案　中学校校舎南側	
						
検討項目（◎○△×）	考察	評価	考察	評価	考察	評価
小学生（児童）の動線	・体育館や特別教室等の共用部への動線が長い。	△	・体育館への動線は短く、特別教室等の共用部への動線はやや長い。	○	・体育館や特別教室等の共用部への動線が短い。	◎
小学校と中学校の交流・連携	・中学校校舎までの距離が短いため、小学校と中学校の交流や連携が図りやすい。	◎	・中学校校舎までの距離が長いため、小学校と中学校の交流や連携が図りにくい。	△	・中学校校舎までの距離が短いため、小学校と中学校の交流や連携が図りやすい。	◎
教職員の動線	・中学校教室への動線が短く、通常時・緊急時の対応等が容易。 ・校舎までの動線は短いが、体育館までの動線が長いため、利用時間帯によっては災害時の避難誘導が困難になる。	○	・中学校教室への動線が長く、緊急時の誘導対応等が困難。 ・体育館までの動線は短いが、校舎までの動線が長いため、利用時間帯によっては災害時の避難誘導が困難になる。	△	・中学校教室への動線が短く、通常時・緊急時の対応等が容易。 ・小学校校舎が体育館と校舎の中間に位置するため、どの利用時間帯においても同様の避難誘導が可能。	◎
車の動線（配膳車両等）	・小学校校舎により既存の車両進入動線を生かすことが困難で、他ルートの検討が必要。 ・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。	×	・既存の車両進入動線は維持できるが、既存の駐車場から遠く、給食配膳車両が校舎付近まで進入しにくいため検討が必要。 ・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。	△	・既存の車両進入動線を維持できるが、校舎付近の動線の検討が必要。 ・送迎時の渋滞解消や、歩行者と車両の動線分離の検討が必要。	△
職員室から校庭の見通し	・職員室の配置によるが確保可能。	◎	・職員室の配置によるが確保可能。	◎	・職員室の配置によるが確保可能。	◎
校舎と駐車場の関係	・既存の教職員用駐車場が使用できなくなるため、小中学校の教職員用や来客用駐車場の別途確保が必要。	△	・既存の教職員用駐車場は使用可能だが、小学校教職員用や来客用の駐車場が足りないため別途確保が必要。	○	・既存の教職員用駐車場は使用可能だが、小学校教職員用や来客用の駐車場が足りないため別途確保が必要。	○
既存施設等の関係	・グラウンドスペース確保に影響あり。 ・グラウンドと小学校校舎の距離が近く、防球ネット設置や野球部バックネットやベンチ等の移設検討が必要。 ・小学校校舎は南に面していないため日当たりに考慮が必要だが既存施設への日当たりは現状のまま確保可能。	△	・グラウンドスペース確保にやや影響あり。 ・グラウンドと小学校校舎間に防球ネット設置の検討が必要。 ・小学校校舎は南面のため日当たりは良好だが、体育館屋根からの落雪について配慮が必要。	△	・中学校校舎前のモニュメント、樹木、旗竿等移設の検討が必要。 ・グラウンドスペース確保にやや影響あり。 ・グラウンドと小学校校舎間に防球ネット設置の検討が必要。 ・小学校校舎は南面のため日当たりは良好だが、中学校校舎への日当たりの配慮が必要。	△
最終評価	△	11点	○	11点	◎	16点

※Ａ案及びＢ案の最終評価の点数は同点であるが、既存の動線を活用できないという大きな課題があるため、Ａ案を△の評価とした。

【凡例】◎：３点　○：２点　△：１点　×：０点

（４）検討結果

児童の動線、小中学校相互の交流・連携、教職員の動線、車両動線の他、職員室からの校庭の視認性や駐車スペース、既存施設等の関係を考慮すると、小中一貫校の効果を最大限に発揮できる配置として、**Ｃ案を選定し、整備を**進めることとする。

なお、中学校校舎の特別教室等の利用形態や必要諸室の考え方、懸念事項として考えられる既存中学校教室への日当たりや校庭の見通し等を踏まえ、校舎の形状や配置については、基本計画・基本設計で引き続き検討していくこととする。

６．概算事業費の検討

６－１．概算事業費

■委託費等（税込）

委託費は、以下の条件を仮に想定し算定する。

建物用途：小学校
構　　造：鉄筋コンクリート造
建物規模：約 3,000 ㎡程度（児童クラブ面積を含む）

・基本計画・基本設計委託費：	約　7,000,000 円
・実施設計委託費：	約 61,000,000 円
・実施設計監督員補助委託費：	約　6,500,000 円
・積算業務委託費：	約　7,000,000 円
・工事監理委託費：	約 31,000,000 円
・工事監理監督員補助委託費：	約　9,000,000 円
・地質調査費（ボーリング調査）：	約　3,600,000 円
・各種申請手数料：	建物規模による

委託費等合計：　125,100,000 円程度

■工事費（税込）

・建物工事費：　1,700,000,000 円程度

※特殊基礎に係る工事費は別途（地質調査結果により特殊基礎工法選定）
※外構工事費：防球ネットの整備範囲、既存中庭の改修範囲、舗装工事等による。遊具等は含まない。
※既存中学校校舎の共用にあたり、改修工事が伴うことが想定されるが、工事費に改修費用は含まない。詳細については今後検討が必要。

※上記概算事業費等は本計画策定時の想定であり、設計内容や工事発注時期における物価上昇の影響等により変動する可能性がある。

６－２．国等による支援

整備にあたっては、国による補助金を活用するとともに、他補助金の活用や有利な起債の選択など、支援を最大限活用していく。活用する具体的な支援については、整備内容と併せて今後検討していく。

国庫補助事業等の一例を、参考として以下に示す。

○公立学校施設整備費負担金

…公立の小学校等の校舎・屋内運動場（体育館）の施設整備に活用可能な補助事業

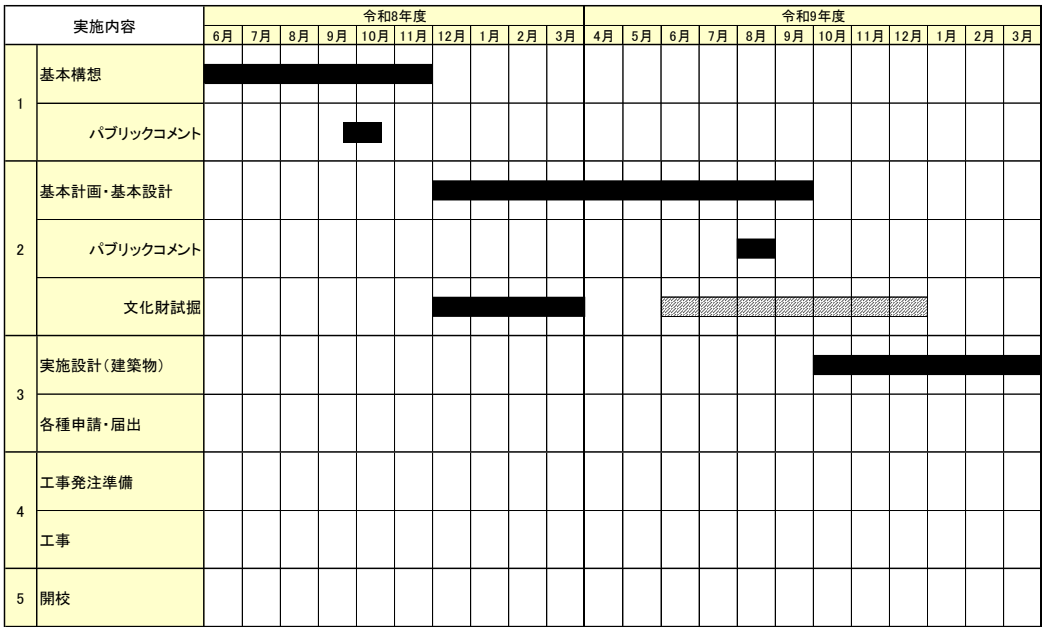
負担割合：原則、1/2（新築または増築する場合等）

※地域や事業内容によって特例あり。

※交付額の算定は、運用細目・交付要綱等の基準による。

７．整備スケジュールの検討

７－１．年次計画

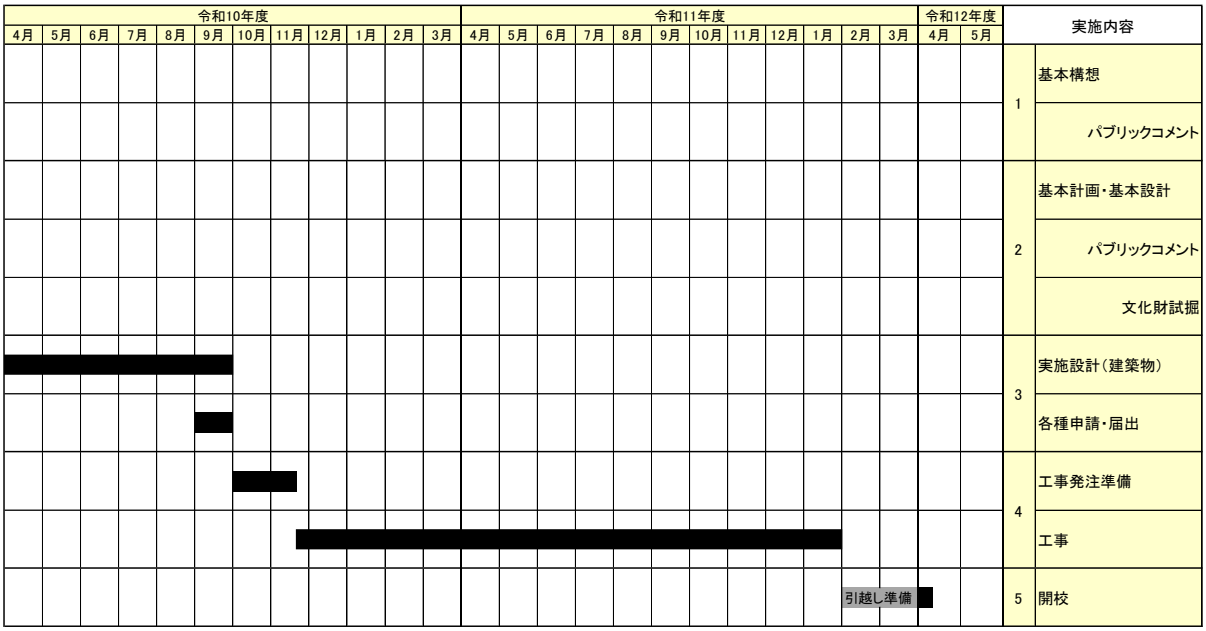


※文化財試掘調査の結果、本調査が必要となった場合は灰色に着色したスケジュールで実施する。

※冬季間の積雪による工事等への影響は基本計画・基本設計段階で詳細を検討する。

※日数は、現段階で仮定した標準工期であり、工事費等の条件や試掘調査の結果により変動する。

※工事期間中の音や安全性については、中学校の行事等を踏まえ、基本計画・基本設計段階で詳細を検討する。


令和10年度
令和11年度
令和12年度
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
4月 5月
実施内容
1 基本構想
パブリックコメント
2 基本計画・基本設計
パブリックコメント
文化財試掘
3 実施設計（建築物）
各種申請・届出
4 工事発注準備
工事
5 開校
引越し準備

８．主な関係法令等

８－１．関係法令・上位計画等一覧

（１）遵守する各種関係法規

・建築基準法
・都市計画法
・消防法
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
・河川法
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
・景観法
・水道法
・道路法
・農地法
・農業振興地域の整備に関する法律
・文化財保護法
・福島県建築基準法施行条例
・福島県都市計画法施行条例
・福島県景観条例
・福島県給水施設等条例
・人にやさしいまちづくり条例（福島県）
・文部科学省　小学校施設整備指針
・文部科学省　小学校設置基準
・厚生労働省　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（２）上位計画等

・第六次湯川村振興計画
・湯川村第２期まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン・総合戦略
・公共施設等総合管理計画
・公共施設個別施設計画
・小学校のあり方について意見を聞く会　報告書（令和４年度）
・　　同　報告書（令和５年度）
・湯川村立小学校のあるべき姿についての報告書
・湯川村立小学校の整備に向けた基本方針
・第７次福島県総合教育計画

９．その他資料

９－１．湯川村立小中学校整備委員会の組織編成

・主な内容

（１）湯川村立小中学校整備委員会の組織編成

整備委員会は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。（湯川村立小中学校整備委員会設置要綱　第３条より）

1）村立小中学校の保護者代表　６名
2）ゆがわ幼稚園の保護者代表　２名
3）湯川村保育所の保護者代表　２名
4）村立小中学校長　３名
5）ゆがわ幼稚園長　１名
6）湯川村公立学校における学校運営協議会委員代表　２名
7）湯川村行政区長代表　３名
8）放課後児童クラブの運営者　１名
9）学識経験者
10）その他、教育委員会が適当であると認める者

（２）湯川村立小中学校整備委員会の主な内容

第１回整備委員会　令和８年５月 20 日（水）

協議事項　①これまでの経緯及び湯川村立小学校の整備に向けた基本方針
②小中学校整備について
③学校事例紹介（小中一貫教育校）について
④今後のスケジュール

第２回整備委員会　令和８年６月 12 日（金）

協議事項　①学校形態の概要及び比較検討について
②会津若松市立河東学園の事例について

整備委員会視察　　令和８年６月 29 日（月）

・須賀川市立義務教育学校稲田学園（義務教育学校）
・郡山市立湖南小中学校（義務教育学校）

第３回整備委員会　令和８年７月 22 日（水）

協議事項　①視察内容について
②学校コンセプト素案について
③共用部分について
④児童クラブについて

整備委員会視察　　令和８年８月 ４日（火）

・大沼郡会津美里町立本郷学園（義務教育学校）

第４回整備委員会　令和８年８月７日（金）

協議事項　①学校コンセプト修正案について
②共用部分の修正案について
③必要諸室のゾーニングについて
④スクールバス等の整備について

第５回整備委員会　令和８年８月 28 日（金）

協議事項　①学校コンセプト修正案について
②建設場所の比較検討案について

余　　白

湯川村立小学校整備基本構想
令和 8 年 11 月

企画：湯川村教育委員会
〒969-3544　福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞 18 番地
℡ 0241-27-2250（直通）
編集：一般財団法人ふくしま市町村支援機構
〒960-8043　福島県福島市中町 7 番 17 号
℡ 024-522-5124（直通）

禁無断転載